



労働安全衛生法の沿革

明治44年に工場法が制定され、わが国の安全衛生に関する法整備の一応の形ができました。

工場法は当初、常時15人以上の職工を使用する工場及び事業の性質が危険又は衛生上有害のおそれのある工場に適用されました。その内容は、15歳未満の者及び女子に対する労働時間制限、深夜業の禁止、危険有害業務への就業制限などでした。その後、工場法に基づく命令として、工場附属寄宿舎規則、工場危害予

を「安全及び衛生」として、十四カ条にわたり危害防止のための規定を設け、同法に基づき「労働安全衛生規則」で実施細則を定めました。

その後、労働基準法に基づく労働省令として、ボイラー及び圧力容器安全規則、電離放射線障害防止規則、有機溶剤中毒予防規則、クレーン等安全規則などが制定されました。

防及衛生規則、土石採取場安全及衛生規則、土木建築工事場安全及衛生規則などが制定されています。

戦後、政府は労働基準法の制定を労務法制審議会に諮問、同審議会は、5カ月にわたる審議の後、政府に答申し、これを受け、政府は同答申を労働基準法案として取りまとめ、旧憲法下最後の議会である第93回帝国議会に提出し、昭和21年3月に可決成立しました。

労働基準法は、第五章

昭和45年5月に、労働基準法研究会安全衛生小委員会が発足し、昭和46年7月に「安全衛生関係研究会報告」を取りまとめました。

これを受けて労働省は、昭和46年11月に中央労働基準審議会に「労働安全衛生に関する法制についての基本構想」を諮問、昭和47年2月に答申を経て、「労働安全衛生法案」が国会に提出され、昭和47年6月に可決成立しました。

労働安全衛生法施行令の公布、関係省令の公布

等を経て、昭和47年10月1日に労働安全衛生法が施行され、労働基準法第五章は、第四十一条を「労働者の安全及び衛生に関して、労働安全衛生法の定めるところによる」とし、第四十三条から五十五条が削除されました。

* *

労働安全衛生法の施行により、皆様もご存知のように、労働災害は、特に死亡災害は激減しました。昭和47年の労働災害による死亡者数は5631人でしたが、49年には4330人と5千人を切り、翌年の50年には3725人と4千人を切りました。わずか3年で2千人近くの減少となったのです。

死亡災害の減少率は、その後低下したものの、労働安全衛生法の施行から40年が過ぎ、死亡者数は1千人を切る目前にまで、減少しました。

ところで、労働災害と聞くと、一般的には、高

所からの墜落災害、機械設備での挟まれ災害などをイメージする方が多いのではないかと思います。

労働安全衛生法では、労働災害を「労働者の就業に係る建築物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう」と定義し、いわゆる職業性疾病も労働災害と定義しています。マンガン、鉛などの中毒はもとより、過重労働による脳・心臓疾患も労働災害に該当し、業務に起因して発症した精神障害も労働災害に該当します。

* *

労働安全衛生法の目的は、第一条に定められ、『労働災害の防止』を第一に掲げ、労働者の安全と健康の確保と快適な職場環境の形成の促進とされています。

労働安全衛生法は、昭和47年の公布後、何度も

大きな法改正が行われていますが、特に、衛生面の改正では、六価クロム、塩化ビニル等の化学物質による重篤な職業性疾病の問題が社会的に大きな関心を呼び、昭和52年7月に、化学物質の有害性の調査などの規制を強化しています。

また、昭和63年には、高齢化社会を見据え、健康の保持増進のための措置、平成8年には、職場における労働者の健康管理の充実、平成11年には、化学物質等による健康障害防止措置の充実、平成17年には、危険・有害要因の特定・低減措置の推進、長時間労働者等に対する面接指導などの改正を行いました。

平成23年12月には、職場におけるメンタルヘルス対策の推進、職場における受動喫煙防止対策の抜本的強化の改正案を国会に提出しましたが、平成24年11月16日に衆議院が解散となり、同院で継続審議中の「労働安全衛

生法の一部を改正する法律案」は廃案となりました。

過労死が社会的問題となり、平成13年12月に、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く）認定基準」が改正され、長期間にわたる業務の過重性を評価するに当たり労働時間の評価を目安としました。これにより労災認定件数は増加しました。

また、平成23年12月に「心理的負荷による精神障害の認定基準」が定められ、それまでの判断指針は廃止されました。

労働者が死亡し業務上と認定されれば、労働災害の死亡者数にカウントされることとなります。

平成23年の支給決定件数は精神障害による自殺（未遂を含む）66人、脳心臓疾患による死亡121人で、合わせると187人となります。災害統計には締切があるため、認定

件数の多くが平成23年の死亡者数1024人に含まれておりませんが、精神障害による自殺の未遂を含めて死亡者数として比較すると、187人は全死亡者数の約18%に相当します。事故の型で見ると、第三位の「はさまれ巻き込まれ」148人（14%）を超える割合となり、看過できない問題となっています。

過重労働は毎年労働基準行政の重点対象として取り組んでいますが、今後は精神障害防止（メンタルヘルス）対策についても重点対象としていく必要性があり、労働安全衛生法の改正案が廃案になったものの、新たに改正法案を提出することになると思われます。

安全衛生に係る法規制は、工場法の年少者、女性の過酷な労働環境改善からスタートし、機械設備による災害や作業行動による災害の防止、化学物質等による健康障害防止を大きな柱として推進

してきましたが、昭和63年以降、高齢化社会を見据え、また過重労働などを踏まえての健康管理に少しずつシフトしています。

労働安全衛生法の施行後40年が過ぎ、死亡災害は大きく減少しましたが、依然として1千人の方が毎年亡くなっており、今後とも墜落災害、挟まれ災害などの防止対策が重要であることに変わりはありませんが、今後の重点対象は、過重労働による健康障害防止と合わせ、メンタルヘルス対策など

平成25年度における労働基準行政の重点対策は、全国的に労働災害の発生件数が3年連続して増加したことから、労働災害防止対策をトップに掲げ、次に過重労働対策としていきます。

また昨年度、印刷業における胆管がんが社会的問題となったことから、化学物質による健康障害防止対策も重点的に取り組まします。

に向かうものと思われま

表紙のことば

新緑の渓谷

土門剛一

木の揺れが少しでもおさまるのを待って撮影しました。

岐阜県馬瀬村を車で走行中に見つけた被写体です。新緑と川の透明感が美しく見えました。この日は晴れたり曇ったり、風も強く吹く中、光が当たったのと

データ
カメラ ペンタックス
645N
レンズ 120mm F4
絞り優先 AE F22
フィルム CPL
フィルム RDP III